

第 88 号議案

滋賀県立学校職員服務規程の一部改正について

滋賀県立学校職員服務規程（昭和 53 年滋賀県教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 24 日

滋賀県教育委員会

第 2 条中「）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」を「。以下「法」という。）第 3 条第 3 項に規定する特別職の職員」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 この規程で「会計年度任用職員」とは、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員をいう。

第 7 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員のうち教育長が別に定める職員に対する前項の規定の適用については、同項中「出勤簿（別記様式第 3 号）」とあるのは、「教育長が別に定める様式による出勤簿」とする。

第 9 条中「職員は」を「職員（会計年度任用職員を除く。）は」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 会計年度任用職員は、休日休暇規則別表第 1 に掲げる場合の有給休暇（休日休暇規則第 25 条第 1 項に規定する有給休暇をいう。）または休日休暇規則別表第 2（10 の項および 11 の項を除く。）に掲げる場合の無給休暇（同条第 2 項に規定する無給休暇をいう。以下同じ。）を受けようとするときは、前項に規定する職員の例により必要な手続をとらなければならない。

第 9 条の 2 中「職員は」を「職員（会計年度任用職員を除く。）は」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 会計年度任用職員は、休日休暇規則別表第 2 の 10 の項に掲げる場合の無給休暇を受けようとするときは、前項に規定する職員の例により必要な手続をとらなければならない。

第 9 条の 3 中「職員は」を「職員（会計年度任用職員を除く。）は」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 会計年度任用職員は、休日休暇規則別表第2の11の項に掲げる場合の無給休暇を受けようとするときは、前項に規定する職員の例により必要な手続をとらなければならない。

第9条の3の次に次の1条を加える。

(子育て支援時間)

第9条の4 職員(会計年度任用職員を除く。)は、学校職員の勤務時間条例第21条の3第1項または職員の勤務時間条例第20条の3第1項に規定する子育て支援時間を受けようとするときは、休日休暇規則に定める手続をとらなければならない。

第14条第3項中「職員」の右に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第21条第1項中「職員」の右に「(非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員および法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。次項において同じ。))」を加え、同条第2項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)」を「法」に改める。

付 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

滋賀県立学校職員服務規程の一部改正の概要

1 改正の理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）および地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正により、新たに会計年度任用職員の制度が設けられたことおよび滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成 6 年滋賀県条例第 49 号）および滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和 33 年滋賀県条例第 20 号）の改正により、子育て支援時間が創設されたことに伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県立学校職員服務規程（昭和 53 年滋賀県教育委員会訓令第 3 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 会計年度任用職員制度導入に伴う所要の規定の整理を行います。（第 2 条、第 7 条、第 9 条、第 9 条の 2、第 9 条の 3、第 14 条、第 21 条関係）
- (2) 職員は、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和 33 年滋賀県条例第 20 号）第 21 条の 3 第 1 項または滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成 6 年滋賀県条例第 49 号）第 20 条の 3 第 1 項に規定する子育て支援時間を受けようとするときは、休日休暇規則に定める手続をとらなければならないこととします。（第 9 条の 4 関係）
- (3) 令和 2 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県立学校職員服務規程新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この規程で「職員」とは、管理運営規則第21条に規定する職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員を除く。</u>）をいう。 <u>(新設)</u></p> <p>第3条から第6条まで 省略 (出勤)</p> <p>第7条 省略 <u>(新設)</u></p> <p>2 校長は、常に出勤簿を整理し、職員の勤務状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>第8条 省略 (特別休暇)</p> <p>第9条 <u>職員は</u>、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関</p>	<p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この規程で「職員」とは、管理運営規則第21条に規定する職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第3項に規定する特別職の職員を除く。</u>）をいう。</p> <p>2 <u>この規程で「会計年度任用職員」とは、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。</u></p> <p>第3条から第6条まで 省略 (出勤)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 <u>法第22条の2第1項第1号に掲げる職員のうち教育長が別に定める職員に対する前項の規定の適用については、同項中「出勤簿（別記様式第3号）」とあるのは、「教育長が別に定める様式による出勤簿」とする。</u></p> <p>3 校長は、常に出勤簿を整理し、職員の勤務状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>第8条 省略 (特別休暇)</p> <p>第9条 <u>職員（会計年度任用職員を除く。）は</u>、滋賀県公立学校職員の</p>

する条例（昭和33年滋賀県条例第20号。以下「学校職員の勤務時間条例」という。）第13条から第20条までまたは滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号。以下「職員の勤務時間条例」という。）第12条から第19条までに規定する特別休暇を受けようとするときは、休日休暇規則に定める手続をとらなければならない。

（新設）

（介護休暇）

第9条の2 職員は、学校職員の勤務時間条例第21条第1項または職員の勤務時間条例第20条第1項に規定する介護休暇を受けようとするときは、休日休暇規則に定める手続をとらなければならない。

（新設）

（介護時間）

第9条の3 職員は、学校職員の勤務時間条例第21条の2第1項または

勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号。以下「学校職員の勤務時間条例」という。）第13条から第20条までまたは滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号。以下「職員の勤務時間条例」という。）第12条から第19条までに規定する特別休暇を受けようとするときは、休日休暇規則に定める手続をとらなければならない。

2 会計年度任用職員は、休日休暇規則別表第1に掲げる場合の有給休暇（休日休暇規則第25条第1項に規定する有給休暇をいう。）または休日休暇規則別表第2（10の項および11の項を除く。）に掲げる場合の無給休暇（同条第2項に規定する無給休暇をいう。以下同じ。）を受けようとするときは、前項に規定する職員の例により必要な手続をとらなければならない。

（介護休暇）

第9条の2 職員（会計年度任用職員を除く。）は、学校職員の勤務時間条例第21条第1項または職員の勤務時間条例第20条第1項に規定する介護休暇を受けようとするときは、休日休暇規則に定める手続をとらなければならない。

2 会計年度任用職員は、休日休暇規則別表第2の10の項に掲げる場合の無給休暇を受けようとするときは、前項に規定する職員の例により必要な手続をとらなければならない。

（介護時間）

第9条の3 職員（会計年度任用職員を除く。）は、学校職員の勤務時

職員の勤務時間条例第20条の2第1項に規定する介護時間を受けようとするときは、休日休暇規則に定める手続をとらなければならない。

(新設)

(新設)

第10条から第13条まで 省略

(退出時等の措置)

第14条 省略

2 省略

3 職員は、勤務時間外または休日に、校舎またはその付近に火災その他の災害が発生したことを知ったときは、直ちに登校し、または臨機の処置をとるものとする。

第15条から第20条まで 省略

(兼職兼業等)

第21条 職員は、教特法第17条第1項の規定に基づき、教育に関する他

間条例第21条の2第1項または職員の勤務時間条例第20条の2第1項に規定する介護時間を受けようとするときは、休日休暇規則に定める手続をとらなければならない。

2 会計年度任用職員は、休日休暇規則別表第2の11の項に掲げる場合の無給休暇を受けようとするときは、前項に規定する職員の例により必要な手続をとらなければならない。

(子育て支援時間)

第9条の4 職員(会計年度任用職員を除く。)は、学校職員の勤務時間条例第21条の3第1項または職員の勤務時間条例第20条の3第1項に規定する子育て支援時間を受けようとするときは、休日休暇規則に定める手続をとらなければならない。

第10条から第13条まで 省略

(退出時等の措置)

第14条 省略

2 省略

3 職員(会計年度任用職員を除く。)は、勤務時間外または休日に、校舎またはその付近に火災その他の災害が発生したことを知ったときは、直ちに登校し、または臨機の処置をとるものとする。

第15条から第20条まで 省略

(兼職兼業等)

第21条 職員(非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務

の職を兼ね、または教育に関する他の事業もしくは事務に従事しようとする場合には、あらかじめ兼職兼業承認申請書（別記様式第10号）を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 職員は、営利企業に従事等をしようとする場合には、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条および営利企業への従事等の制限に関する規則（昭和26年滋賀県人事委員会規則第8号）に基づき、営利企業従事等許可申請書（別記様式第11号）を教育長に提出し、その許可を受けなければならない。

以下 省略

の職を占める職員および法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。次項において同じ。）は、教特法第17条第1項の規定に基づき、教育に関する他の職を兼ね、または教育に関する他の事業もしくは事務に従事しようとする場合には、あらかじめ兼職兼業承認申請書（別記様式第10号）を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 職員は、営利企業に従事等をしようとする場合には、法第38条および営利企業への従事等の制限に関する規則（昭和26年滋賀県人事委員会規則第8号）に基づき、営利企業従事等許可申請書（別記様式第11号）を教育長に提出し、その許可を受けなければならない。

以下 省略。